

## 設備機器清掃整備業務委託契約書（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、甲の設備機器の清掃整備業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### （契約の目的）

- 第1条 甲は、甲の設備機器を支障なく機能させ、衛生的に保持するため、設備機器の清掃整備業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 2 乙は、前項の業務の実施に当たっては、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （契約の内容）

- 第2条 委託する業務は、次のとおりとする。
- （1）冷却塔の清掃整備業務 2回/年
  - （2）ファンコイル及びファンコイルフィルターの清掃整備業務 2回/年
  - （3）空調機及び空調機フィルターの清掃整備業務 2回/年
  - （4）パッケージエアコンの清掃整備業務 2回/年
  - （5）小型空調機の清掃整備業務 2回/年
  - （6）全熱交換機の清掃整備業務 2回/年
  - （7）排気口吸気口の清掃整備業務 1回/年
- 2 業務の範囲及び基準は、別紙設備機器清掃整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

### （契約の期間）

- 第3条 この契約による委託の期間は、令和8年4月1日から令和11月3月31日までとする。

### （契約額と支払）

- 第4条 委託料は、[REDACTED]円（取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。）とする。
- 2 乙は、上期又は下期の業務が完了したとき、契約金額の6分の1に相当する金額を甲に対して請求できるものとする。なお、請求金額に端数が生じたときは、最後の請求の際に調整するものとする。
- 3 甲は、前項の請求を適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

### （遅延利息）

- 第5条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じ

て得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号の規定により免除する。

(義務及びサービス)

第7条 乙及び乙の作業員は、本契約に基づき誠意をもって業務を実施するものとし、甲の業務に支障をきたさないよう細心の注意を払い、甲の患者、来院者等に不快感を与えないよう心がけるとともに、機器等に損傷を与えないようにしなければならない。

2 乙は、作業員の住所、氏名等を記載した名簿を契約締結後14日以内に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙の作業責任者又は作業員が不相当と判断したときは、その理由を明示した文書により、乙にその交替を求めることができるものとする。

4 乙は、業務の完了後、作業内容を記載した業務完了報告書を甲に提出するものとする。

5 乙の作業員は、業務を実施するときは、乙の支給する衣服を着用し、乙の作業員であることを明確にしなければならない。

6 乙の作業員は、業務の実施前に甲の係員と打合せを行い、作業内容を確認するものとする。

(消耗品等の負担)

第8条 業務に使用する機械、器具、消耗資材等は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、業務の実施に当たり、甲の備品を使用する必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(損害賠償の責任)

第9条 乙は、業務の履行中、乙の作業員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(労働上の責任)

第10条 乙は、作業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に迷惑を及ぼさないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約の全部又は大部分を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙及び乙の作業員は、業務の実施に際して知り得た甲及び甲の患者の個人情報を、契約期間中及び契約期間後においても、他に漏らしてはならない。

2 乙は、前項の義務を遵守するため、乙の作業員との間において誓約書を締結するなど、個人情報の保護について必要な措置をとらなければならない。

3 乙は、第1項の義務を遵守するため、個人情報の保護に関する管理規程を制定し、乙の作業

員を教育しなければならない。

#### (契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託期間内に委託業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 委託業務の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。

(3) 乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

#### (違約金)

第14条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

#### (翌年度以降の契約の解除)

第15条 この契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「規程」という。）

第41条第2項に基づく複数年の契約であり、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出

予算の減額又は削除があったときは、この契約は解除する。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、規程の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする

令和8年 月 日

甲 韮崎市旭町上條南割3314-13  
地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立北病院長 宮 田 量 治

乙

## 設備機器清掃整備業務仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであるが、本書に記載のない事項であっても、甲が必要と認めた清掃整備作業は、甲と乙が協議のうえ実施するものとする。

### 1 冷却塔の清掃整備(2回/年)

- (1) 冷却塔内の水を抜きながら、底にたまっているゴミを排出する。
- (2) 屋上部を清掃する。
- (3) ルーバー及び槽内を清掃する。
- (4) ストレーナーを清掃する。
- (5) 凍結防止の処置を行う。
- (6) 上記の清掃は、機械設備が通常稼動するのを妨げないように行う。
- (7) 機械設備が、正常に稼動するよう次の点検を行う。
  - ・外観に異常、変形がないか目視して確認する。
  - ・架台に異常、変形がないか目視して確認する。
  - ・配管設備に異常、変形がないか確認する。
  - ・電動機、送風機に異常、変形がないか目視と実稼動させて確認する。
  - ・散水装置に異常、変形がないか目視と実稼動させて確認する。
- (8) 軽微な修理で済むものは、その場で修理する。
- (9) 全ての作業が終了後、点検前の状態に復旧させる。

### 2 ファンコイル、空調機、パッケージエアコン、小型空調機、全熱交換機の清掃整備(2回/年)

- (1) ファンコイル等は、前面パネル、フィルターを取り外し清掃する。
- (2) 上記の清掃は、高圧洗浄機等を使用し、汚れ、埃等を水洗して除去した後に乾燥させる。
- (3) 乾燥後は元の位置にしっかり取り付け、落下等のないようにする。
- (4) 機械設備が正常に稼動するよう次の点検を行う。
  - ・ベアリングに異常、変形がないか目視と触視して確認する。
  - ・ベルトに異常、変形がないか目視と触視して確認する。
  - ・ドレンパンに異常、変形がないか目視と触視して確認する。
  - ・自動制御機器に異常、変形がないか目視と触視して確認する。
  - ・電流値が正常か確認する。
  - ・冷温水温度が適正か確認する。
- (5) 軽微な修理で済むものは、その場で修理する。
- (6) 全ての作業が終了後、試験運転を行い正常に稼動することを確認する。

### 3 排気口吸気口の清掃整備(1回/年)

- (1) 吸排気に支障がないよう清掃を行う。
- (2) 外観、内部を目視し、変形、異常がないか確認する。
- (3) 軽微な修理で済むものは、その場で修理する。

#### 4 報告書の提出

- (1) 全ての作業が終了後、甲の担当者に報告書を提出する。
- (2) 著しく損耗が激しい場合又は緊急に修繕等の対応が必要と判断した場合は、甲の担当者にこの事実を告げ、指示を受ける。

##### ・空調機等フィルター枚数一覧

	A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	F棟	医療観察	合計
空調機	16	4	16	4	52	0	0	92
小型空調機	4	4	0	0	0	0	0	8
全熱交換機 (ロスタイ)	4	0	35	32	12	2	44	129
ファンコイル	74	56	62	56	133	3	0	384
パッケージエアコン	43	13	23	56	34	0	33	202
外調機	0	0	2	7	11	0	0	20
排気口・吸気口	0	4	2	2	12	0	0	20

ファンコイルとパッケージエアコンは、フィルターが1枚のものと2枚のものが混在する。